

河内町移住支援金 チェックリスト

- ・この制度は、本申請した日から5年以上継続して河内町に居住する意思があることを条件としています。
 ・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に町外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

1 移住元に関する要件

(1)住民票を移す直前の10年間について、下記①～③の いずれか に該当する		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いている期間」が通算5年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した方(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、就業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として、通学期間も対象期間とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が連続して5年以上である。	
(2)住民票を移す直前の1年間について、下記①～③の いずれか に該当する		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)として、通学期間も対象期間とすることができる。※東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該一年の起算点とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

2 移住先に関する要件

下記(1)～(5)の いずれか に該当する		はい・いいえ
(1)就職に関する要件(一般の場合) 下記①～⑦の 全て に該当する		
<input type="checkbox"/>	①勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。	
<input type="checkbox"/>	②茨城県が移住支援金の対象として就職マッチングサイトに掲載した求人に応募し採用されること(予定を含む)。	
<input type="checkbox"/>	③就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。	
<input type="checkbox"/>	④週20時間以上の無期雇用契約であること。	
<input type="checkbox"/>	⑤求人への応募日が、移住支援金の対象求人としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。	
<input type="checkbox"/>	⑥就職した法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。	
<input type="checkbox"/>	⑦転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	

(2)就職に関する要件(専門人材の場合) 下記①～⑥の全てに該当する	
<input type="checkbox"/>	①内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業すること(予定を含む)。
<input type="checkbox"/>	②勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
<input type="checkbox"/>	③週20時間以上の無期雇用契約であること。
<input type="checkbox"/>	④当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
<input type="checkbox"/>	⑤転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
<input type="checkbox"/>	⑥目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
(3)テレワークに関する要件 下記①～④の全てに該当する	
<input type="checkbox"/>	①所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
<input type="checkbox"/>	②本町でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
<input type="checkbox"/>	③デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
<input type="checkbox"/>	④申請者もしくは同一世帯の者が河内町において住宅を新築または購入したこと(無償譲渡や相続は不可)。
(4)関係人口に関する要件 下記のア、イに該当し、かつ、ウまたはエに該当すること。	
<input type="checkbox"/>	ア 申請者を含むすべての世帯員が55歳未満であること。
<input type="checkbox"/>	イ 申請日の属する年度を含め、直近3年間で本町へのふるさと納税の寄附実績があること。
<input type="checkbox"/>	ウ 県内農林水産業(事業に限る)へ就業、または、承継した者であること。
<input type="checkbox"/>	エ 本町において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けていること。
(5)起業に関する要件	
<input type="checkbox"/>	茨城県が行う「地域課題解決型起業支援補助金」の交付決定を受けてから1年以内であること。

3 その他の要件

下記①～④の 全て に該当する	はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
<input type="checkbox"/>	②日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有すること。
<input type="checkbox"/>	③申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。
<input type="checkbox"/>	④世帯全員に町税等の滞納がないこと。

4 世帯の場合

下記①～③の 全て に該当する	はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属している。
<input type="checkbox"/>	②申請者を含む2人以上の世帯員が移住後において、同一世帯に属す予定であること。 (申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の本申請時において移住後、在住期間が3月以上1年以内である必要あり)
<input type="checkbox"/>	③すべての世帯員が「3 その他の要件」に該当すること。